

福岡市公報

令和5年8月24日 第6985号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目 次一

ページ

人事委員会

○福岡市職員の採用選考の実施(公告第4号) 1

人事委員会

福岡市人事委員会公告第4号

地方公務員法第18条の規定に基づき、次のように福岡市職員の採用選考(障がいのある人を対象とする職)を実施する。

令和5年8月24日

福岡市人事委員会

委員長 平 江 徳 子

1 選考区分及び採用予定人員

障がいのある人を対象とする職

- | | |
|----------|----|
| (1) 行政事務 | 4人 |
| (2) 学校事務 | 1人 |

(注1) 採用予定人員は、変更になることがある。

(注2) 点字による受験ができる。

2 職務の概要

- (1) 行政事務

市長事務部局、教育委員会、水道局、交通局等での事務に従事

- (2) 学校事務

市立学校等での事務に従事

(注) 外国籍の者は、採用後、担当できる職務などに制限がある。

3 受験資格(資格要件)

次の(1)から(3)までの要件を満たす人

- (1) 次の受験資格(資格要件)に該当する人

昭和53年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で次に掲げるいずれかの手帳等を所持している人

- ① 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳
 - ② 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がいを有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。）
 - ③ 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が発行する療育手帳
 - ④ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書
 - ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人
- (3) 次のいずれかに該当する人
- ① 日本国籍を有する人
 - ② 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
 - ③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者
- 4 第1次選考の日時及び場所
- (1) 日時 令和5年10月15日（日） 着席（説明開始）午前9時30分
 - (2) 場所 福岡市内
- 5 第2次選考
- 第1次選考合格者を対象に行う。
- 6 最終合格者発表
- 令和5年12月中旬に最終合格者の受験番号を福岡市人事委員会事務局前に掲示するとともに、最終合格者に文書で通知する。
- 7 最終合格者の名簿への登載
- 選考区分ごとに採用選考合格者名簿に登載する。
- 8 採用予定日
- 原則、令和6年4月1日
- 9 給与
- 月額 163,680円（高校卒業の場合）

上記の給与の額は、給料に地域手当を加算したものであるが、このほかに給与関係の条例、規則等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。また、上位の学歴、経験年数等を有する人は一定の基準で加算されることがある。なお、採用時における給与の上限額は249,810円。

採用されるまでに給与関係の条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによる。

10 受験手続

(1) 募集案内の配布等

募集案内は、令和5年8月24日(木)から職員募集ホームページに掲載する。また、福岡市人事委員会事務局、情報プラザ、各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所、東京事務所及び県民情報センターで配布する。

(2) 申込みの受付期間

① 電子申請の場合

令和5年8月24日(木)午前9時から9月6日(水)午後5時(受信有効)まで

② 郵送申込の場合

令和5年8月24日(木)から9月8日(金)(消印有効)まで(必ず特定記録又は簡易書留郵便により郵送すること。)

申込先 福岡市人事委員会事務局任用課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

